



電子マニュアル標準マーク 使い方ガイドライン

第1版

2005年4月 発行

テクニカルコミュニケーター協会
電子マニュアルマーク標準化ワーキンググループ

「電子マニュアル標準マーク-使い方ガイドライン」 発行にあたって

標準化の背景

近年、デジタル化の普及と共に、パソコンの画面などで見る「電子マニュアル」の提供が各社で急速に拡がりつつある。一方で、ユーザーに対しての電子マニュアルの使われ方を調査すると、電子マニュアル自身の「でき」よりも、電子マニュアルがいかに顧客に使われていないかの現状を認識させられる。

「電子マニュアルをどこから起動すればよいか分からなかった」

「電子マニュアルがどこにあるか存在すら分からなかった」

など、このような根本的な問題を業界全体で解決して行く必要があると判断した。

このような状況を背景に、テクニカルコミュニケーター協会(以降、TC協会と略す)の2004年度調査・研究活動の枠組みの中で、業界の標準化活動として「電子マニュアルのユーザーへの認知性の向上」を目標に、「電子マニュアルマーク標準化ワーキンググループ」の活動を展開してきた(以降、ワーキンググループをWGと略す)。

本WGの活動としては、まず電子マニュアルの認知性を業界全体で向上させるために、お客様に提供する取扱説明書や各種マニュアルなどの業界共通の「電子マニュアルマーク」を採用することを検討した。紙やCDなどのお客様への提供媒体に、電子マニュアルの付属の有無を「電子マニュアルマーク」で、すばやく識別してもらう役割を狙っている。

また、業界関係者やマニュアル制作者の間では、「電子マニュアル」という呼称がすでに一般化しているが、果たしてこの呼称はお客様へ通用するののかという点に疑問がもたれていた。「電子マニュアル」が何を指しているのかが、初心者にとっては特にわかりづらいとの指摘も随所から聞こえた。もっと適切なイメージが初心者層のお客様にも率直に伝わるような、より良い電子マニュアル名称も同時に検討した。

上記を目的とした活動結果により、業界での共通化を目指した「電子マニュアル標準マーク」と「電子マニュアルの呼称」を取り決めることができた。この活動結果を「電子マニュアル標準マーク-使い方ガイドライン」として発刊する。

本ガイドラインに定めた、「電子マニュアル標準マーク」と「電子マニュアルの呼称」を遵守し、広く活用いただくことで、これらの認知度が高まり、学習効果による更なる誘導性の向上が期待できる。

本ガイドラインを業界標準として、幅広く活用いただけることを願う。

目次

1 . 本ガイドラインの目的	1
2 . 適用の範囲	1
3 . 対象機器と対象電子マニュアル	1
4 . 電子マニュアルの呼称	1
5 . 電子マニュアル標準マークの記載範囲	
5.1 紙の媒体への記載について	2
5.2 他の媒体（CDレーベルなど）への記載について	2
5.3 製品の表示画面での使用について	2
6 . 電子マニュアル標準マークの利用方法	
6.1 色指定の方法	2
6.2 利用時の寸法制限	4
6.3 データの利用方法	4
7 . 紙マニュアルでの標準マーク使用例（前付けページの表現例）	5
8 . 他の媒体（CDレーベル）での標準マーク使用例	6
9 . 電子マニュアルマーク標準化ワーキンググループ	
2004年度 活動メンバー	7

1 . 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、TC協会の2004年度調査研究活動で定めた、「電子マニュアル標準マーク」の使用方法を記載した「使い方ガイドライン」である。

本ガイドラインは、電子マニュアル標準マークを有効に活用するため、標準マークの使い方や記載方法、ルールを示すものである。

本ガイドラインの原則ルールを遵守し、標準マークの使用、運用をお願いする。

2 . 適用の範囲

本ガイドラインは、TC協会会員各社の取扱説明書の制作や電子マニュアルの制作、カタログ制作などに適用されることを前提とする。しかし、TC協会会員以外の広い範囲においてもこのガイドラインが活用され、電子マニュアル標準マークが普及・拡大してゆくことを切望する。

3 . 対象機器と対象電子マニュアル

情報機器、情報通信機器、情報家電機器、映像・音響機器あるいはそれらの周辺機器(装置)などで、画面に表示される電子マニュアルを採用する製品を対象とする。オフィスからコンシューマーまで、幅広い範囲の上記機器が対象範囲となる。

よって、対象となる電子マニュアルの種類は、画面(モニター)で参照するチュートリアルやインストールマニュアル、リファレンスマニュアルであり、電子マニュアルの対象形式はPDF、HTML、Flashなどとする。しかし、製品の性格によっては、ヘルプやガイダンスなどに対して標準マークを利用することがあっても特に支障はない。

4 . 電子マニュアルの呼称

電子マニュアルは、業界関係者や制作現場の用語としては広く浸透した名称であるが、対お客様となると「電子マニュアル」という名称は一般的にはなっていない。もとより電子マニュアルの呼称は、紙と電子という媒体の対比から発生したと思われるが、そのことが電子マニュアルの実態を逆にわかりにくくしている要素ともなっている。呼称案の中からWGで受容性を確認した結果、ユーザーが視覚的に認知している「使用形態」に着目した次の案を、「電子マニュアル」の代替名称として採用した。**標準マークの認知性向上とともに、お客様に直接案内する情報媒体の中での電子マニュアルという定義は以下の呼称を正式名称として推奨したい。**

「画面で見るマニュアル」

電子マニュアルの顧客への案内を電子マニュアル標準マークと共に、呼称を「画面で見るマニュアル」として、統一的に使用することで、より明確にお客様へ浸透させることが可能と判断する。ただし、本ガイドラインも含めて、業界関係者の用語の範囲では、従来どおり「電子マニュアル」を使うことに問題はない。

5. 電子マニュアル標準マークの記載範囲

5.1 紙の媒体への記載について

お客様に提供する資料(カタログなども含む)、商品に同梱されるものでは、紙マニュアル(チラシやペラ、シートものも含む)、電子マニュアルが内蔵されているCDのブックレット・ジャケットなどに電子マニュアル標準マークを記載することができる。

記載例については、「7. 紙マニュアルでの標準マーク使用例」を参照のこと

5.2 他の媒体(CDレーベルなど)への記載について

CDのレーベルには、電子マニュアルがCD内に収められていることを明示させる目的で、標準マークを入れることができる。同様にCD付属の紙マニュアル(ペラ、ブックレットなど)にも、標準マークを利用することができる。

記載例については、「8. 他の媒体(CDレーベル)での標準マーク使用例」を参照のこと

5.3 製品の表示画面での使用について

電子マニュアルがパソコンやPDAなどで利用される場合、デスクトップの電子マニュアルを示すアイコン(パソコンの場合)や液晶モニターの表示画面のアイコン(PDAなどの場合)などに、この標準マークを使用することも可能とする。

ただし、多用しすぎると、デスクトップなどに電子マニュアル標準マークが数多く並び、「画面で見えるマニュアル(お客様に対する表現)」の区別が難しくなるので、注意が必要となる。また、PDFやHTMLで作られた電子マニュアルにも表紙などに「電子マニュアル標準マーク」を用いることができる。

6. 電子マニュアル標準マークの利用方法

6.1 色指定の方法

電子マニュアル標準マークは、次のモノクロ、カラーなどのいずれかのデザインを用いること。



白黒(スミ色)



単色(特色1色)



カラー
(4色:CMYK/RGB)



ネガ
(スミ色、特色1色)

白黒(スミ色)



ボジ
BK 100%

スミ1色(モノクロ)のマニュアル刷りに用いる。

単色(特色1色)



単色の場合
特に色指定はありません
ベタでくっきりと マークが確認できるような色であれば 何色を使っても可能 ※例として今は青色を使用しています

紙のマニュアルでスミ色の他に特色を用いる場合に、電子マニュアルマークにその特色を用いることができる。この場合、標準マーク自身がくっきり・はっきりするような視認性の高い色を用いることを奨める。

カラー(4色:CMYK/RGB)



カラーで表現をする場合には、CMYK4色を用いて表現する。この場合、マークデザインのモニター画面を薄いブルーで、本の左側のページを黄色で、右側のページをオレンジ色で表現すること。微妙な色合いの違いまでは問題としないが、基本的には左記に示されるCMYKの設定値に準ずること。

パソコンのデスクトップなどの画面上で用いる場合には、RGB データを使うこと(CMYK の設定値に近似した色にすること)。

4色	割合合わせ	特色の場合
黒色	BK 100%	BK 100%
水色	C 50%	DIC 217B
橙色	Y 100% + M 50%	DIC 204
黄色	Y 100% + M 25%	DIC 124

ネガ(スミ色、特色1色)



標準マークを用いる背景デザインに合わせて、ネガのデザインを利用することができる。この場合、マーク自身の線は「白色」あるいは「白色に限りなく近い色」で表すこと。左記のスミで表す部分については、の事例と同様に自由な単色(特色)を用いることができるが、白抜きのマークの部分がはっきりするような視認性の高い特色を用いることとする。

6.2 利用時の寸法制限

電子マニュアル標準マークの大きさに関し、最大値については制約を設けないが、視認性向上のために、最小サイズについてのみ制約を設ける。

最小サイズ...マークの左右幅が「8mm 程度」の大きさを最小サイズとする。

最小サイズは、JIS の図記号規格、JIS-S-0101(2000)「消費者用警告図記号」、JIS-Z-8210(2002)「案内用図記号」の最小基準(8mm 角)を参考に取り決めた。

左右の長さが 8mm 程度の大きさの例を下記にあげる



6.3 データの利用方法

電子マニュアル標準マークは、TC協会ホームページの調査・研究活動のWebサイトよりダウンロードが可能である。

データは、EPS、PDF、JPEG の各種形式にて保存されており、制作環境や用途に応じた選択が可能になっている。

データの利用(ダウンロード)については、TC協会ホームページ(下記 URL)の「電子マニュアルマーク標準化WG」のダウンロードサイト(2005年4月稼働予定)を参照のこと。

URL:<http://www.jtca.org/>

8 . 他の媒体 (CDレーベル) での標準マーク使用例

「電子マニュアル標準マーク」は、電子マニュアルの入ったCDのレーベルやCDジャケット、ブックレットなどにも使用することができる。

下記サンプルは、標準マークをCDレーベル内の電子マニュアル名称の付近に付加した例である (プリンターメーカー各社のCDレーベルに記載した例)。

この例のように標準マークを縮小して使う場合には、マークの最小サイズは「左右 8mm程度」とし、マークは、電子マニュアル名称の付近に必ず配置させる。電子マニュアルの名称に対応した位置関係は、左右・上下、特に規定は設けない。



9 .電子マニュアルマーク標準化ワーキンググループ

2004 年度 活動メンバー

下記に本 WG に携った各社メンバーの方々を記載する(五十音順)。

秋山 素夫	メンバー	株式会社リコー
大和田 潤治	リーダー	キヤノン株式会社
加藤 一由	メンバー	富士ゼロックス株式会社
金留 和行	メンバー	キヤノン株式会社
指田 克行	メンバー	ソニー株式会社
下村 純	サブリーダー	セイコーエプソン株式会社
田中 克幸	オブザーバー	シャープ株式会社
山口 哲生	メンバー	富士通株式会社
山崎 敏正	メンバー	松下電器産業株式会社



テクニカルコミュニケーター協会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-22-15

TEL:03-3368-4607 FAX:03-3368-5087

URL:<http://www.jtca.org/>
